

「スパイ防止法」策動許さぬ！

宮澤弘幸没後79年 法要と墓参

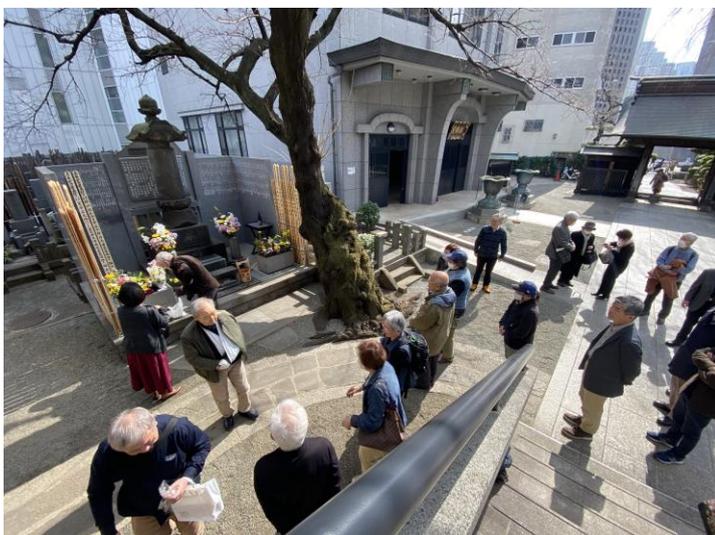
2月22日午後1時から、新宿・常圓寺で、広島に住む宮澤弘幸の姪・福原恵美さんが上京して、宮澤弘幸祥月命日法要を行った。

宮澤弘幸が、軍機保護法違反容疑で検挙され、戦後、GHQ覚書で釈放されたものの1947年2月22日、27歳で事実上の獄死させられてから79年の歳月が過ぎた。



2月8日投票の第51回衆議院議員選挙で3分の2を超える議席を獲得した高市政権は「スパイ防止法」制定を策動している。これを許すならば、軍機保護法違反を口実に重刑を科された宮澤弘幸とレーン夫妻のような「スパイ冤罪事件」が惹き起こされる危険性がある。そのような事態を許さぬよう、法要と墓参で誓いを新たにしたい。

この後、北大OB・OGの会は、荻野富士夫・小樽商大名誉教授を招いて「宮澤・レーン事件とスパイ防止法」の講演を聞いた（要旨2面）。この席には、北大OB/OGはじめ本会やマスコミ関係者ら54人が参加した。



宮澤・レーン事件とスパイ防止法

荻野富士夫

◆はじめに

2022年末にタモリさんが「新しい戦前」と言って共感が定着したが、現在は「新しい戦中」の前夜と言える。2025年5月、自民党の「治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会」（高市早苗会長）が『「治安力」の強化に関する提言～安全・安心な日本を取り戻すために～』を提言した。

参政党代表は2025年7月の参院選で公務員を対象に「極端な思想の人たちはやめてもらわないといけない。これを洗い出すのがスパイ防止法だ」と演説し、11月参議院に「スパイ防止法案」を提出した。

◆「軍機保護法」改正をめぐる動き

1898年に成立した「軍機保護法」は、盧溝橋事件直後の1937年8月、大改悪された。さらに「軍用資源秘密保護法=1939」「国防保安法=1941」「言論出版集会結社臨時取締法=1941」等が施行された。

「国民防諜」が強制され、“一億が一つ心で防諜団”、“間諜は汽車に電車に井戸端に”“乗るな流言語るな秘密”などの「防諜標語=1938」が作られ、「防諜ポスター展開催=東京高島屋」「国民防諜指導宣伝啓発=1940」などが催された。

朝日新聞（1941年1月14日）は「これらの違反者の大部分は殆ど不用意に出たものばかりであるが、検察当局では違反の最大原因たる“カメラ禍”について特に一般の注意を促すことになった。なお違反の態様についてみると、①要塞地帯の風景等を撮影するもの（要塞地帯法）②都市その他重要建造物等の高所撮影及び兵器、軍艦等の撮影（軍機保護法）③駅構内及び線路等の撮影（軍用資源秘密保護法）等が多く、旅行、遊覧の記念とか、或は汽車待合せの時間にうっかりパチパチ撮ったものが罪に問われるに至ったもので、こうした不用意の撮影または不注意の撤布となり、軽々しくスパイの手に渡るようになるのである」と記事を掲載。

宮澤・レーン事件はこうした「軍機保護法」による弾圧であった。

朝日新聞社説（1942年7月13日）は「防諜強化の積極性」と題し、「希くは我が同胞が自粛自戒、千

里の防堤に蟻穴一つも残さぬ覚悟を堅め……進んで積極的に敵の思想戦、謀略戦、宣伝戦をも粉碎するに足る実力の養成と挙国的訓練とが要望せられている」と掲載した。

◆戦後の防諜法案企図の継続

1951年9月、大橋武夫法務総裁（当時、現法相）は、「講和後の治安対策の中心は日米安全保障条約」「ゼネスト禁止、集会デモ禁止、プレスコードの立法のほか、防諜法案」の成立をなどと言及、早くも「防諜法案」を企図した。

1966年5月、自民党安全保障調査会は「防諜法の制定、強力な総合中央情報機関の設置」を「保科試案」として提起。

1972年4月、佐藤栄作首相は参議院予算委員会で「やはり機密保護法はどうしても必要だろう……これはかねての私の持論でございます」と言明。

1985年6月、中曽根康弘首相は衆議院内閣委員会で「日本は世界でも有数のスパイ天国だと言われておりまして……」と発言。自民党は議員立法として「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」を提出したが、活発な論戦と社会的な反対・批判の高まりで廃案となった。この時、自民党の白川勝彦、大島理森、谷垣禎一、鳩山由紀夫ら12議員は「慎重な取り扱い」を求めている。

しかしながら2013年、安倍政権は「特定秘密保護法」を強行成立させた。

さらに、「スパイ防止法」を策する「為政者」にはなお不十分なのだろう。「極端な思想の人達」の排除から処罰強化へと進め、「スパイ防止法」はおそらく最高刑を死刑とするのではないかと。

*

北大と毎日新聞08たちは2013年1月、札幌で「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」を結成。安倍政権が策動した「秘密保護法」制定に警鐘を鳴らした。だが13年後の現在、さらに悪質な「スパイ防止法」が画策されていることに強い危機感を持たざるを得ない。荻野さんの講演を聞いて再確認した。（資料まとめ文責・福島 清）